

第一十編 經濟財政一斑

第一經濟一斑

本年度の財界は大體に於て三時期を劃して居る、即ち八年度好景氣の後を受けた本年三月上旬迄を第一期とし、之を思惑時代と呼び、三月中旬より七月下旬迄を第二期とし、之を恐慌時代となし、八月上旬以後を第三期として、之を不景氣時代と名づけられようと思ふ。

そこで、以下此三時期に亘つて其概況を一瞥したい。然ながら、本年財界の特質が恐慌突發にある事は争はれないのである。概觀の中心をなすものは自ら第一期即ち恐慌時代であつて、第一期は恐慌の遠因を包藏する時期であるとして之を通覽する。

思惑時代の最大なる表徴は、企業の濫設である、虚業家をしてよく其事業を繼續せしめ得たるは金融機關の援助の力である。以下(一)企業、(二)金融(三)貿易(四)物價

航製造工運業 鐵道及軌道產鐵氣綫行
水採電紡銀

(二) 事業別計畫資本高表
(日銀調單位百萬圓)

(五)在荷の五個の財界標的について、如何に異常なる好況を示したかを少しき個々について観よう。

増急進を告げ來つて、企業熱は遂に本年三月に至つて最高度に達した。同月のみの新資本發行高は實に七億五千萬圓以上に上つたのである。例之

保
商
業
其
他

七、〇
五、〇
一、二、〇
一、八、〇
一、〇、〇
七、六、八

る秋であつた。政府は公債を發行して此償
還を回収せんと試みたが募債は不良の成
績を示し通貨は更に膨脹した。貸出競争は
更に預金の争奪となつた。貸付資金を得ん
が爲めに各銀行は増資を斷行した。三井銀
行一億圓、十五も一億第三は増資して三倍
大三十四は二倍大第二二倍半、近江及往友
各二倍大百三十は二倍半、名古屋は三倍。

九年一月 二月 三月 四月 五月
二五、〇 一八九、九 二三〇、二 五七、八 三〇、七
行 計

十二月 奉西、九 三七、四 一七、九 二〇、八
四〇六、四 二六七、九一、要三、五 奉六、六

二 金融

九 年 一 月	二 月	三 月	四 月	五 月
二五、〇	一八九、九	二三〇、二	五七、八	三〇、七
行 計				
三五、三	四二、九	八七、四	二七、九	二三、〇
信託及金融				
四〇	五、五	二、二	〇、九	五、七
四、〇	四、五	五、〇	三、〇	〇、〇
四、五	七〇、二	四八、六	三五、一	六、二
二、二	二九、八	三〇、〇	二七、〇	六、八
二、三	三元、〇	一九、四	四、四	三五、〇
三五、三	三〇五、六	美六、〇	三五、二	二九、五
六、四	六、四	三七、〇	六、七	一、四
五、七	四九、三	一七、〇	三、八	一、四
六、六	三二、一	三五、七	二七、九	毛、九
農 業				
水 產				
製 造				
工 業				
電 鐵				
運 輸				
倉 庫				
保 鐘				

(三) 最近四ヶ年間銀行會社

計畫資本(日銀調査)
(單位百萬圓)

八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	一年	次
三〇〇、五	二九〇、六	二八〇、六	二七〇、六	二六〇、六	二五〇、六	二四〇、六	二三〇、六	年
二九〇、九	二八〇、九	二七〇、九	二六〇、九	二五〇、九	二四〇、九	二三〇、九	二二〇、九	末
二九〇、九	二八〇、九	二七〇、九	二六〇、九	二五〇、九	二四〇、九	二三〇、九	二二〇、九	末
二九〇、九	二八〇、九	二七〇、九	二六〇、九	二五〇、九	二四〇、九	二三〇、九	二二〇、九	末
二九〇、九	二八〇、九	二七〇、九	二六〇、九	二五〇、九	二四〇、九	二三〇、九	二二〇、九	末
二九〇、九	二八〇、九	二七〇、九	二六〇、九	二五〇、九	二四〇、九	二三〇、九	二二〇、九	末
二九〇、九	二八〇、九	二七〇、九	二六〇、九	二五〇、九	二四〇、九	二三〇、九	二二〇、九	末
二九〇、九	二八〇、九	二七〇、九	二六〇、九	二五〇、九	二四〇、九	二三〇、九	二二〇、九	末

(一) 最近四ヶ年末内地通貨流通高(単位千圓)

硬貨計	日銀券	小額紙幣	總流通高
一七六、二七〇	五八〇、八四二	一九、八二五	七五七、一三
一九七、八四六	七九六、八六四	一〇一、二一〇	一、〇一四、五三六
二〇六、八二九	一、〇八七、二八七	九一、二一〇	一、三八五、三二七
二一二、五八九	一、五一五、四五八	一四五、三〇〇	一、八七三、三四八
二一一、六四八	一、三四六、七一〇	一四九、八七〇	一、七〇八、二二八
二一三、九五六	一、三三一、七五二	一五二、九四五	一、六九八、六五三
二一四、四七六	一、三二八、四九八	一五八、〇〇〇	一、七〇〇、九七四

定期	當座	預金	
		其 他 共 計	貸付
八年一月末	六四二	二三七	八四九
九年二月末	七二三	一、一八三	一〇八〇
九年二月末	六九〇	一、四一七	一、三四五
九年二月末	七〇三	一、三五〇	一、三三九
九年二月末	七二二	一、三七三	一、四一九
九年二月末	二三二	一、三六七	一、四六四
九年二月末	一九二	一、一三〇	一〇二
九年二月末	一五四	一、一二九	七八
九年二月末	一三九	一、〇八五	一、五五
九年二月末	一五四	一、一九二	一五五
九年二月末	一五四	一、一三〇	一〇二
九年二月末	一五四	一、一三〇	七八

(六) 手形交換高 (単位百萬圓)

	十一月	十二月	一月	二月	三月
全國	八年——九年	七、五二	九、六〇六	七、二一〇	七、八五九
	七年——八年	五、五四二	六、二七二	四、九九六	九、三八四
	六年——七年	三、一〇〇	三、五三二	四、九一九	五、三〇五
東京	八年——九年	三、三五八	四、二八九	三、〇六三	三、四一五
	七年——八年	四、二八九	二、九一七	三、〇六三	三、五三二
	七年——七年	一、一五三	一、三八九	二、二七四	四、一三五
大阪	八年——九年	二、二四九	一、一六八	二、二三二	二、四〇〇
	七年——八年	一、九〇九	二、九一九	一、二三二	一、二八二
	六年——七年	一、二五六	一、九一九	一、五七九	一、四五八
	人年——九年	一、一三九	一、九二九	二、三二九	一、六八〇
	七年——八年	一、九〇九	一、九一九	一、五五四	三、〇〇〇
	六年——七年	一、一〇二	一、〇九〇	一、一八五	一、一八五

三 貿易

八年の我貿易は已に戦時中の好況より逆轉の形勢に推移しつつあつた。されど世人は昨一年中の入超の僅々七千四百萬圓に止るを見て介意しなかつた。本年一月に入つて一千八百萬圓、二月には九千六百万圓、三月には一億三千五百萬圓の入

見起する事に成つた。即ち大勢は已に明に逆行して居つたのであるが思惑の熾盛は之を好順と見て怪まなかつたのである。

八年度の貿易が明に戦時から平時への逆轉の勢を示して居た事は第一に前年度の著増は支那、關東州亞露、北米合衆國の四者に對してのみ増加した事を語つて居る。故に此後者四類の輸出著増は、我對手

超に變轉した事、第二に輸出入の國別上に變化を來して居たと由つて明白であつた。即ち八年の輸出國別を觀るに輸出の増加したのは支那關東州、亞細亞露國、及北米合衆國の四者に止り他は悉く減少を示して居た。

更に輸出品價類別に由れば著減したもの

のは穀物類、飲食物油脂蠟類、藥材化學藥類、染塗料、鑛及金屬、金屬製品、機械船車類等で最甚なる穀物類、鑛及金屬、及び機械船車類の三者である。此等凡ては直接に休戦の影響に由るものである。増加したものは纖維類、布帛及同製品、衣類及同附屬品、雜品の四者である。穀類鑛及金屬、機械船車類の輸出減退は歐洲及北米合衆國即ち主として交戦國への輸出減少を示し、其他の品類の輸出減退は交戦國以外の對手國への我輸出減少を示し纖維類、布帛及同製品、衣服及同附屬品、雜品の四者

四國に於て行はれて、而して他の對手國全部に於て、他の品類の全部に亘つて減退を補償した事が八年度貿易の大觀であつた。次に輸入に就て之を見るに輸入國別とは全然反対なる形狀を示して居る。一昨年に比して減少したのは海峽植民地、比律賓、如奈陀南米の四者で其減額は八百五十萬圓に止る。反之、其他の對手國からは悉く輸入の著増を示して居る。之を品別に見ると、海峽植民地よりの減少はコプラの輸入減に在り、比律賓よりのは麻類の入減、加奈陀よりのはバルブ、南米からは羊毛の減少に主因する。要するに輸入に於ては外米大輸入の特例を除きては戦時中思惑が最烈であつて從つて輸入高の多かつたものに停滯又は激減を示し其他は戦時中の輸入不足には供給缺乏を補足する爲めに一切に増加を示したのである。則ち皮毛骨角及同製品、染料填充料、布帛及同製品、鑛物及同製品は輸入の停滯乃至は減少を示した。又鑛及金屬の一部は激減した。增加品類中動植物及穀物、飲食物、藥材化學

薬類、絲縷繩索類、雜品の增加は支那、印度、米國、南洋よりの紙類は米國よりの金觸製品機械類は主として英國よりの增加を示して居る。

由是觀之、貿易の大勢は我財界の趨勢を示して居つた。戰時の出超は六年の五億六千七百萬圓を絶大として七年には二億九千三百萬圓となり八年には出超は入超七千四百萬圓に逆轉した。

而して其形勢は九年に入つて愈々顯著となり遂に三月に於ては一躍一億三千五百萬圓の大入超となつたのである。今少しく表によつて觀るに

	四	五	六	七	八	九	同	同
	年	年	年	年	年	年	年	年
輸出	セハ、三六	三三、四九	▲一七五、八九					
輸入	一、二七、四六	七六、四三	▲一七一、〇四					
出入超	一、六〇三、〇〇五	一、〇五、八二	▲一五七、一五三					
計	一、九三、一〇〇	一、六六、一四三	▲二九三、九六五					
八年上	一、三七、四三	一、〇四九、三七〇	△三三、九五					
八年下	一、三七、四三	一、〇四九、三七〇	△三三、九五					
九年一月	一、九六、八七三	一、一七三、四九九	△一七四、五七三					
二月	一、七六、四九	一、〇四、七六	△一八、四三〇					
三月	一、九四、八六	一、七〇、七三	△一九六、三五五					
同	一、九三、五七〇	一、七九、〇六	△一九六、三五五					
同	一、九三、五七〇	一、七九、〇六	△一九六、三五五					

		輸出入國別 (主要國)			
		(一) 對亞細亞州	(二) 對歐洲	(三) 對北米	
支那	支那	支那	支那	支那	支那
開港	開港	開港	開港	開港	開港
東度	東度	東度	東度	東度	東度
州港	州港	州港	州港	州港	州港
那	那	那	那	那	那
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
▲輸入	▲輸入	▲輸入	▲輸入	▲輸入	▲輸入
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那
印度	印度	印度	印度	印度	印度
海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地	海峽植民地
蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領	蘭領
印度	印度	印度	印度	印度	印度
露領	露領	露領	露領	露領	露領
亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞	亞細亞
支那	支那	支那	支那	支那	支那

▲輸出 八年七月六年
合衆國 二六七、二
加奈陀 二四五、八一〇九、九
西、八三
二七、三四
一六、一五

▲輸入 合衆國 一六六、三一
加奈陀 六、三六
セ、セセ
ニ、五七

四 物價

暴利——商人、製造業者、各企業家等の獲得する利得の急増、——是れ實に企業界に思惑、投機、虚業、泡沫計畫を充満せしめたる素因である。而して暴利の反面は云ふまでもなく物價の躍進的昂騰である。戰前七月に對する八年七月末の東京卸賣物價指數は二四三を示し同十二月末には二九〇更に本年三月末には三一七を示した。一方倫敦のそれは八年十一月末に於て二六九本年三月末に於て三〇五紐育のそれは八年十一月初めに於て二一三九年三月に於て二一九を示したに止るから、我騰貴率は米英のそれを遙に超えて居るのである。之れ我有史以來甫めて見るの現象と云はねばならぬ。買へば騰る、因つて益々購ふ。故に更に騰る。從つて彌が上にも買

ふ。躍進、狂調世を擧げて好景氣——物價亂騒の渦中に狂亂を演出した。乞ふ數字を以て之を説かむ。

(一) 日英米物價指數(日銀調査)

	東京 (月末)	倫敦 (月末)	紐育 (翌月初)
二年一月	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇
三年六月	九一、六	一三三、〇	一一五、六
六年三月	一八一、三	二一四、〇	一八九、九
七年三月	二二三、二	二二三、〇	一九六、一
八年三月	二八〇、七	二五五、七	二二三、三
同十二月	二九〇、一	二六九、五	二一五、三
九年一月	三〇四、二	二八四、三	二二〇、六
同二月	二一二、一	二九八、七	二一九、八
同三月	三一七、五	三〇五、七	二一九、〇

(二) 東京市内重要商品卸賣

物價指數

	内地米 六年末	綿絲 六月	生絲 六月
六年一月末	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇
六月	一三〇、四	一六六、八	一〇一、〇
七月	一四三、四	一八七、二	一〇一、四
十二月	二五五、九	二二一、七	一一〇、九
七年六月	一七七、六	二三二、六	一一六、九
十二月	二七八、八	三二五、九	一六二、九
八年六月	三三九、八	三五三、五	二五一、六
十二月	三二八、六	三七〇、一	三〇八、八
九年一月	四〇〇、五	二八九、三	二八九、八
二月	四〇〇、五	二八九、三	二八九、八

三月
二三三、五
三八三、九
二六七、二
四月
二五八、三
二四五、八
一〇九、九
九
備考 内地米は標準相場一石建綿絲は鐘紡二十番手四十玉生絲は機械太上一番百斤建につき計算す

(三) 東京卸物價指數

	三年六月	一〇〇	七年六月	二二三
同十二月	九八	一一三	同十二月	二三九
四年六月	一四〇	八八九	八年八月	二四八
同十二月	一三四	同十二月	三一五	五年六月
五年六月	一七五	九年一月	三二四	同十二月
同十二月	一七九	二月	三三二	六年六月
六年六月	一九四	同三月	三三九	同十二月
同十二月	一九四	同四月	三二〇	同三月

五 在荷

在荷の滯貨化——是も亦恐慌の一大要因を爲つて居る、滯貨が恐慌の直接原因であり又動機であつた事は争へ得ない。在荷の代表的なるものとして倉庫在荷を觀察するに、大正元年より四年迄の平均在荷は最多一億四千五百五十三萬九千圓、最少一億五百四十二萬五千圓であつた、之に比べては、八年に於ては最多最少共に五倍、本年に入つては最多八倍六割最少七倍二割六分を示して居る。勿論此間物價が三倍以上

進して居るから之を考慮に入れるを要するが、尙且つ九年の最少は二倍四割最多は二倍八割七分に増進である。従て此増加中供給持續上に必要な在荷は其約二分の一であつて、他の二分の一は思惑在荷と見られて居る。

(一) 全國在荷價額(千圓)

に至つた直前迄の我財界の主要標的の概観あるで。言はゞ恐慌の原因である、加之、銀價の空前の高値よりの下降は、支那南洋等に於ける購買力の減退を來し、以上の原因に相待ち更に次の直接的動機と共に動し、俄然として慘乎たる恐慌を惹起せしめたのである。

思惑の熾烈最高頂に到達せるに當つて、
次の六個の事情は直接の導火線となつて
恐慌を勃發せしめた。

一、増田ビルブロークー銀行の破綻
二、尼港出兵説に由る人心の動搖
三、英國の戰時爲替政策廢止に由る我對
米爲替の低落と英國爲替の暴騰等よりす
る貿易市場の不況

恐慌來の狀況

四、三月上旬に於ける米國株式市場不良の報同月末にも來り米國市場恐慌の惡材料は大に我氣配に影響した。

五、此時に當つて三月に於ける我貿易の入超は一億三千五百萬圓を示した

六、眞先に株式界が激落を示した事はそれである。

以下先づ恐慌の状況を記述し次に之に對する官民の對策を概觀しよう。

恐慌は勿論投機熱の白化して居つた株式界に先づ現はれた。即ち二月十五日。米國市場悪化の報に因つて 株式界は一大暴落を示したが四月七日 増田銀行の破綻の

報と共に更に再崩落を示したかくて立會中止の不得止るに至り益々恐慌の度を進展せしめた。株式市場の悪化は米穀生絲綿絲等の定期市場の混亂を醸し此所に於ても亦一大恐慌的氣配を構成した。之等の影響は真先に機業界に及び、上州地方の機業者は一週間中に百六十三名の廢業者を出し、西陣の機業家は殆んど全部休業の姿を呈し、丹後縮緬界は十日間の休業を決議し、愛知縣の機業界は數十名の破産者を出し、福井方面は二ヶ月の全休を實行し播州木綿業は一ヶ月の休業を決議し、九州方面は就業の半減又は全休を行つた、其他の各地に於ける機業界は悉く工場の閉鎖又は休業を繼續した。

定期綿絲の暴落は絲布商に一大痛撃を加へた泉州、和歌山、名古屋方面の機業界の潰亂と共に同地方に於ける綿絲布商の破産倒産は續出した。木材界鐵界、銅界又同く、砂糖は資金難に由り受渡不能を生じ肥料、燐寸、羊毛、羅紗、毛斯綸、染料等何れも取引難を見るに至つた。従つて銀行も

亦是が餘波を免れ得ない。恐慌の當初に於て休業せるものには増田、近江貯金、森岡、關西貯蓄等次いで藤田、伊藤、大宰相馬銀行あり、五月に入つては七十四銀行の閉業は神奈川、横須賀商業、戸塚、上州の諸銀行に波及した。主たる商人の破産者中には山口洋紙、日比織物、書上、島定、外村吳服、近藤重八、茂木合名、中外綿業、三榮貿易、玉置、浪連製紙、戸田猶、熊取谷、安盛、伊庭喜、日本國產、越海、大阪貿易平泉、吉田商店等あり、新設を中止した事實には中華興業、國際興業、帝國信託、日本蠶絲、大阪綿絲現物取引、大阪紡機製造大分製綿紡績、ナニワ屋、日米漁業、伊豫製綱、日本食器、旭漁業、城北化學工業、日暹企業等あり、解散したものには東洋琺瑯、中央生絲、日本糖業、山東食品等あり、増資取消若くは拂込中止のものには百三十銀行、九州電燈、大日本人造肥料、東京毛織、ラサ烏燐礦等があつた。而し、其他破綻に瀕するもの、既に破綻して相互に其窮状を相隠蔽するもの等枚舉に遑なき有様となつた。

抑生絲と綿業とは我國產業の二大重要である。即ち主として關東方面に於ける生絲主として關西方面に於ける綿業は廣く國民の上に散布されて居る丈けに、其打擊は國民全體の上に一大影響を及す事となつたのである。農民は此二業の上に思惑を敢行した、恐慌來は其資金調達を困難ならしめた、かくて之が爲めに米穀の投賣を餘儀ながらしめるる状態に陥つた。農民の購買力は之が爲めに減少して來た、從つて都市に於て產出され保有され貯藏蓄積されて來て居る商品は益々賣捌に困難を感じて來た。かくて産業の如何を問はず、如何なる階級たるを問はず總て一齊に擧げて一朝にして慘憺なる恐慌の渦中に蠢動しえ衰する事となつた。今茲に一二の事實を掲げる。

大阪財界動搖の眞相

(農商務省調査)

▲織物

大阪に於ける綿業界動搖の先駆をなせるは恐らく絲布ならむ絲布商は昨年末既に幾分の兆候を示せる金融逼迫の影響として些少なが

ら一般織物の低落を來せる爲め孰れも多少の警戒を加へつゝも尙概して強氣味なるに眩惑せられ依然仕入を續行し居る内偶四月上旬に於ける増田銀行の休業と共に一大恐慌を來し仕入物の七八分を捌(夏物の卸期は三、四兩月又冬物の卸期は七、八兩月を最盛となす)かざる内殆ど休止状態に陥りたるを以て大阪織物

同業組合に於ては四月十五日より組合員の集合を催し協議の結果上京委員を選み關係官廳日本銀行等に陳情する所あり更に右委員の歸阪を俟つて集会協議を重ねたるも何分にも組合中にも其種類廿餘種あり各利害關係を異にする爲め容易に「シンジケート」の組織を見るに至らざる内三月に賣捌きの物品を返戻し来る上全然取引の休止を見るに至りしを以て或者は絲價を以て賣捌くはまだしも甚しきに至りては金に換へん爲廉賣を行ふ者すら生ずるに至れり而して目下の状態としては銀行の補助に依り資本の六七分を喰止め居る者なきにあらざるも中には資本を喰込み若くは破産する者を生じたる結果曩に經らざりし「シンジケート」も成立せんとする模様あるが右實行には猶多少の相折を免れざるべし

▲綿 絲

引取拒絶 斯く織物問屋の恐慌は勢ひ機業家に對する約定品の受取拒絶となり機業家は爲に大部分(約八割)休業するの外なく綿絲商に對する約定品の取引を拒絶するに至りたるのみならず、從來の債務に對してすらも其の多くは地方組合の決議を以て「財界安定迄は

支拂延期」の通知を發するに至れり而も右打撃の程度は平素恩怨を専らとせくものよりは寧ろ實際の商業を爲せる者の方が却つて甚しきが如し從つて今回の窮迫は特に一流、二流、三流の區別なく綿絲商全體に涉れるを見る停滯品の增加現在大阪に於ける綿絲在庫品は約六萬桶(外に絲商の手持品約一萬桶)なるも日々地方より逆送し來るものと紡績會社より引取るものを加ふる時は逐々増加一方にて紡績會社一箇月生産高を十七萬桶、内會社製織用四萬桶、輸出三萬桶とするも一箇月十萬桶の堆積を見る次第なりと無論綿絲商と雖も右緩和の方法として輸出に努力せざるに非ざりしも輸出には相當手續を要したる一方爲替銀行の中にも臺灣・朝鮮の兩行は殆ど輸出爲替を取扱はず正金亦爲替取組嚴重なりし等の爲め意の如くならず、其後輸出手續は緩和せられたりと雖も内地に於ける綿絲價格にして今日の如く安定を見ざるに於ては海外より註文も自然控へられ加ふるに銀安のため輸出の圓滑を缺くに至れり△操短と救濟 上述の如く綿絲商の窮迫は延て紡績業者に對する操短の要求となり更に「シンジケート」の組織となり輸出資金の途拓け五、六月分の約品の解合を見たるが右五、六月の約定品は昨年六七月頃の買約定に屬するものは多く其値段の如きも四百圓乃至四百五十圓の契約に過ぎずして解合亦左迄困難ならざりしと雖も最も難關とすべきは昨年末頃の高値(六百圓以上七百圓)にて先約せる來年一三物にあるべく操短

亦目下の如く機業家への荷透し利かざる際幾何の效果を齎し得べきやは疑問に屬す△總解合の要 要之綿絲界の前途は尙暗澹たりと稱するの外なく而して之が安定の急務として各關係者共同の損失に於て先物の總解合を爲すの外なかるべし

▲紡績業

紡績業とても自家製品の暴落並に綿絲商に對する約定品の停滯は打撃たるに相違なく綿絲界の窮状に對し何等善後策を講ぜざるに於ては自家に對する影響亦豫測すべからざるものあるを以て遂に「シンジケート」の組織に對しても連帶責任の地位に立ち又操業短縮の如きも或程度迄綿絲商の希望を容れ客月十日より從來の一箇月三晝夜休業を倍加し六晝夜分業となしたる上更に或程度に操短を擴張せんことを最近決定したり

▲棉 花

目下の處にては紡績の操短に依る影響大ならずと雖も綿絲商並に紡績業者の窮迫狀態の推移如何に依りては綿花の輸入者も亦困難なる立場に陥るべきは敢て想像に難からざる所なり現に一部紡績業者中には綿絲の引取らざること及倉庫の充満せること等を理由として棉花の引取延期を申出する者ありとのことなり

▲莫 大 小

府下に於ける莫大小業者の約七割は輸出向品を主とし残り三割は内地向品を主とするものにして兩者の内今次經濟變動の影響を蒙り

たるものは主として後者に屬す而して斯業は新規事業にして且小資本なるもの多く加ふるに資産不相應の營業をなす者多きのみならず一方に於て投機的賣買をもなし其賣買たるや全然手形取引にして一箇月二回若くは三回の競市に於て現品は甲より乙に、乙より丙にと逐次賣買せられ一個の現品に對し幾十枚の手形を發行せらるゝ結果價格の暴騰を來し極めて不健全なる商況を支持したる丈けに一度經濟界の急變と共に銀行業者の弊病に遭遇するや商勢忽ちにして頓挫し一部大手筋の手形不渡を傳ふると共に連系同業者の手形又不渡となり一部倒産者をすら見るに至り僅に夏物三割の荷捌きをなしたるのみにして内地向取引殆ど休止せられ其結果綿絲商に對する絲價の支拂にも窮しつゝあり職工の離散亦著しきものありと尙善後策として目下内地向莫大小業者の「シンヂケート」の組織計畫中なりとのことなるも成立には尙多少の時日を要すべし

▲毛斯縊

戰前碼三十八九錢に過ぎざりしもの戰時中より漸騰して本年三月の高値二圓八錢迄買煩られ取引頗る活況を呈したるが財界の激變以來一圓位に慘落し而も取引杜絶し殆んど標準相場も立ち難き狀態に陥り殊に金融梗塞の結果小賣商は固より問屋筋迄も孰れも廉賣を試み極力手持の消化に努め幾分の荷透きを見たりと雖も一方先約物（大抵六箇月先物）を買約を主とするが故に日下四六物、七九物最も多

きも十先物も亦少からず會社に依りては年來一三物迄も買約せるもあり）に就ては市價暴落の爲め約定値（會社十一流間屋は四六約碼一圓一二十錢、七九物一圓二十五錢位又問屋仲間は五六物平均一圓五六十錢、七九物平均一圓六十錢見當）との間に大なる値合を生じ加ふるに期月到來と共に受渡に行詰リニ三流筋は遂に整理の已むなきに至れるものすら現るゝ等取引狀態混亂を來したり其結果毛斯縊同業組合に於ては種々折衝を重ね終に棒値一圓を以て五六物より十先物迄の總解合を決行するとよなれるが其解合の主要條件としては値合の金額を二分し半額は賣方に於て負擔するものにして解合方法としては比較的理想に近きものといふべし

▲鐵材

大阪に於ける鐵商同業組合員は約二百人なるも内問屋筋は約十名なりとす目下在庫品は阪神を通じ約十萬噸（阪神各五萬噸）未着品約二十萬噸にして本邦に於ける一箇年の消費額を超過せざるに拘らず平均百四五十圓に下落し而も荷動きなき狀態にあり之れが主因と認むべきは造船減少を始とし鐵工業の減少、建築の中止等にあるべく兎も角も鐵商の打撃も亦相當著しきものあるが如し但し破綻者としては小なるもの一二ありたるのみ未だ大なるものに及ばず

▲貿易

昨年末頃既に何時かは財界の反動來を豫想したるも其時期は本年の下半期なるべしとの

一般的豫想なりしと外國に於ける狀況は休戦後と雖も豫想外に反動なかりしと内地に於ける景況も依然として強かりし爲め今後品不足を豫想し盛んに買付をなせり右輸入品の多くは地方に於て消費せらるゝものに係り然も目下地方は品物を送附せんとするも爲替を取組むを得ず假令爲替を取組むも資金を得る能はざる狀態にして貿易業者は金融上相當困難の地位に立てるものゝ如し之が緩和策としては外國輸出をなすの外なかるべきも爲替銀行が資金不足の故を以て爲替を買取らざる爲是亦圓滑ならざるものゝ如し

▲取引所

（一）株式取引の仲買人が目下金融上最も困難を感じ居り其結果取引所への證據金其他も延期勝となり居り遂に最近二三の犠牲者を出するに至れり（二）三品取引所は客が黒人にして且資本も大なるに比し仲買人が客本位なるを以て客は非常なる失敗をなせるに拘らず仲買人は左程影響を蒙らざりしものゝ如し（三）米穀取引所は今回の變動に就ては格段の影響を蒙らず

▲倉庫業

目下在庫品中最も多きを占むるのは綿布、毛織物、紡絲、鐵材、紙等にして外國輸入品の庫入に就ては神戸に比し困難を感じざり其結果從來市中の倉庫を選びたる綿絲、綿布等も今や市外の倉庫へ持行く状態なり尙金融の必要上商店の手持品は既に入庫し盡し目

下は製造會社より其の製品を入庫するもの多し大阪に於ける倉庫の不足は顯著なる事實にして斯業者中には「バラック」式倉庫建築の計畫中なり

▲金融

五月以來各銀行の手許漸く潤澤を告げ短資横溢の狀況を呈し長期ものに對する貸出極端に手控へられため短期資金の需要少く「コール」日歩は一齊に漸落歩調を辿り月央以來翌日拂日歩六、七厘の安値を唱へ取引閑散を極めたば豊富なる手許遊金は正金銀行の「スタムブ」手形及銀行引受輸入手形等に向けられたり其後七十四銀行の支拂停止、茂木の蹉跎踵いで左右田銀行大阪支店の取付、綿絲株式の崩落等四圍の狀勢益々悪化せるを以て各銀行の警戒一層嚴重となり對手の選擇に留意するのみならず「コール」擔保の如き公債に限られしかば自然出合圓滑を缺き漸次硬調に轉じ近來稀なる變調を呈するに至れり。

機業調査（農商務省發表）

其一 京都府

一、生産制限の方法及び程度

西陣機業地に於ては同業組合員中製縫品の種類によりて組織せる二十二團體が去月以來漸次休機の申合せをなすに至れるが之れに加入せざる他の自營業者も概ね休業の状態にあり其他の貨縫業者も亦歸農轉業の已むなき情勢にあり丹後縮緬業地に於ては四月上旬以來漸次製縫を手控へ居たるが五月

十日に至りて全部休業の狀勢なり
二、生産制限後に於ける製產狀況

西陣機業地に於ける四月製產高は三月に比較し約四割五分減なり又丹後縮緬機業地に於ける四月の製產高は未だ判明せざるも五月十日以降は一の製縫も見ざるべし

三、機業家絲商染料商等に對する打擊の程度

(イ) 機業家

西陣機業家は多數の原絲及び製品を擁して財界の變動に遭ひ殆ど行詰りの窮境に陥り薄資の自營業者は原絲の決済資金捻出上手持ち製品の法外なる投賣は勿論破産者讀出を免れざる狀勢にあり貨職業者續出を免れざる狀勢にあり貨縫業者の打撃は自營業者より甚しからず丹後機業側は製產増加設備完成したる際にあれば殊に手持製品及び原絲を擧げて原絲代の決済資金に充當するも其半額にも達せざる有様にて今後續々倒産者を見るに至るべし

(ロ) 絲商

京都市内に於ける絲商は今回の市價暴落により在庫品の損失を受けたる事比較的寡少なるも一日以來織屋に供給したる絲代金決済抄々しからず殊に機業家の大手筋の打撃大なるものあるを以て代金の回収容易ならざるものあり又丹後地方に於ける絲商は機業家に對する信用取引を以て供給し居るも今回暴騰により資金固定し大なる困難を感じつゝあり

(ハ) 染料商

現在手持品及び貸込なきを以て格別の打撃を認めず

四、織物價格の變動及取引狀況

三月中昨迄順調なる景況を持続せるが俄然變動と共に大手筋は三月二十日以來一切仕入を見合せ爾餘のものも手控の姿となり四月三四日頃に至り殆ど取引中止の状態となれり相場は無見當なるも二月末の高値より平均四割方の慘落を示せり

五、機業地に於ける金融關係

三月上旬より金融狀況漸次惡化し來り四月六日頃より俄然手形の割引殆ど拒否せらるゝの状況にして機業家の金融は茲に全く梗塞せられ非常の窮境に陥り前途不安の状況にあり又金融業者に於ては株式暴落と相俟つて貸付資金の回収容易に行はれず預金は漸減し爲に貸出餘力なく此の状況にして數箇月間持続するに於ては更に一層の慘狀を呈するものと認めらる

其二 福井縣

一、生産制限の方法及程度

輸出向輕目羽二重、絹紬、縮緬製縫業者中にも事業縮小或は休業を爲すもの増加し支那向並に内地向縮緬業者亦四月上旬及中旬より夫夫同體休業を行へるが歐洲及濠洲向重目羽二重は近頃市況稍活氣を呈せる爲義に休業せる當業者中多少の復業者を出し來れり然れども目下大部分の工場は事業縮小又は休業中なり

二、生産制限後に於ける生産狀況

四月中羽二重類の生産は一月に比し約五割に紹納及び内地向織物類は約三分の一減じたるが五月に入りては前月に比し二三の物を除き更に大いに減少を免れず

三、機業家絲商等に對する打撃の程度

機業家中最も大なる打撃を蒙りたるは内地向織物業者にして輸出製織業者は少量ながらも相當に賣行あり爲に寧ろ幾分其の損害を輕減しつゝあるものゝ如し其の他羽二重商絲商染絲業者は何れも多少の損害を蒙りたるが其の程度機業家甚しからず

四、織物價格の變動及び取引狀況

重目羽二重相場は激落當時に比し多少引直り他の輸出向絹も多少引締り弗々投賣的の取引を爲すものあるも内地向品は絶無なり

五、機業地に於ける金融關係

日下福井市は勿論福井縣郡部に於ける金融漸次逼迫し來り大野地方の如きは之が爲休業を爲す者多きを加へんとす其他に於ても他より資金の融通を得ずんば慘憺たる状況に陥るべしと察せらる

其三 愛知縣

一、生産制限の方法及び程度

各組合により異れりと雖も事業を連續せる

は少數にして或は全部休業し或は一部休機操業短縮など行へる者多し

二、機業家絲商染料等に對する打撃の程度

取引皆無にして製品停滯し當業者の打撃一殼に甚大にして今後倒産者簇出するなきを保せず

三、機業地に於ける金融

關係銀行の警戒厳にして資金の融通圓滑ならず

其四 和歌山縣

一、生産制限の方法及び程度

生産制限に關しては各機業家の任意に委し一致して制限することなきも概して新に仕込む者は之を中止し仕掛中のものは繼續するに過ぎず從つて生産も大激減を來すべく尙冬物大部分休業の状態にあり

二、生産制限後に於ける生産狀況

力織機の生産は約三割減手織は五割減の見込なり、以上雙方を合し之に加工品を加ふる時は全生産の四割減と觀測するを至當とす

三、機業家絲商染料等に對する打撃の程度

(イ)機業家、昨年來綿絲は累進的昂騰を續けたるより當業者中に先物取引轉賣盛に行はれ製品も亦著しく増加したる際突如

今回の急變に遭遇したれば其の打撃の程度想像以上にあり日下の所生産上の損害は四割内外にして之に値下げの損害及綿糸布の急落より来る損害を通算せば巨額に上る見込なり

四、織物價格の變動及取引狀況

今主要織物十五種に就き價格變動の割合を見れば^モ運動前に比し最高三割七分最低一割八分平均二割六分の下落にして取引狀況は確實なるものゝ外殆ど中止の有様なり而して輸出物に就ては前途大いに回復の曙光を認めつゝあるも爲替資金梗塞の爲め輸出不能の状況なれば輸出業者は爲替資金の融通を熱望しつゝあり

五、機業提に於ける金融關係

金融業者は日下中央銀行の援助を得警戒中にも出來得る限り資金の融通を圖りつゝあるが一面預金減退し他面資金回収の遅延にて苦境と認めらるべきものあり尙手形割引歩合は從前二錢五册乃至二錢七厘なりしが現時三錢以上に引上げたり

一、恐慌應策

恐慌の状況以上の如くなつた結果として金融業者之が救済の任に當つたのは(ロ)染加工業の多くは阪神間屋筋との長期加工の契約を了し準備整へたる際とて大打撃を免れ日下の所加工品苦情の損害と工場休止の損害とを通じて其の損害は機業家と略同様ならん
(ハ)綿絲商機業家の大部分は月末決済延期

彼等の要求した所は、(一)輸出資金の供給

を強請したる等の事あるも日下の損害と

しては賣買中止に依る程度のものならん
(ニ)染料商損害としては日下の所三割乃至三割分 値下げと取引皆無に依るものな

り

を潤澤にする事、(二)輸入資金に對しては出來得る限り便宜を與へらるる事、(三)預金と貸金との利鞘を少くして事業資金の充實を圖る事、(四)商業手形の再割引を圓滑ならしむる事、(五)確實なる證券及商品に對しては相當の融通を與へらるる事、(六)綿絲及肥料の輸出禁止令の解除、(七)公債の現金償還を行ふと共に民間の零碎なる資金を吸收して之を市場救濟に資せられ度き事等であつた。

甲 銀行金融業者の對策

日本銀行の恐慌對策の有效であつた事は疑ない、日銀は真先に株式を救済し、次に各種の産業をも救助した、株式救済にしては、(一)取引所をして賣買兩者の解合を行はしめ、(二)仲買人のシンゲケートを組織せしめ、(三)取引銀行をして亦一つの組合を作らしめ、(四)仲買團から其必要とする資金の融通を受け、(五)銀行團は其信用を以て日銀より資金を借入れる、(六)銀行團は日銀より資金を借入れる爲めに幹事銀行を定め、(七)幹事銀行は手形を振出

して日本銀行へ割引を求め、(八)他の銀行團の組合銀行は其割當金額に對して日銀に向つて償還の義務を負ふ。初め此資金は解合資金の貸出のみであつたが次で當限受渡貸金及先物乗替資金にも適用する事となつた、其結果四月十四日以來休場した株式市場は五月十日に再開するの力を回復した。

而して日銀の一般事業に對する對策は、(一)市中銀行をして其信用の程度に於て資金を融通せしめ之が爲め銀行が若し資金の不足を告ぐる場合には亦其信用に應じて銀行援助の勞を咨まざる事、(二)本年三四月頃朝鮮臺灣正金等の特殊銀行に於て市中のコールを使用し其額五千萬圓に達したので其爲め市内的一般銀行に影響し金融梗塞を來す憂があつたから四月十四日頃此特殊銀行の市コールの使用を中止せしむると同時に此等に對して日銀から五千萬圓を貸與したこと等であつた。

- 一、蠶絲救濟資金として一千萬圓を日本銀行より地方農工銀行に貸附する事
- 二、日銀貸出利息は日歩二錢厘の事
- 三、期限は大正十年三月廿日限の事
- 四、地方農銀の最高利子は九朱三厘なるも日銀勸銀兩總裁より大藏大臣に交渉の結果其限度を超過するを得る事

萬圓大阪千二百萬圓名古屋三百萬圓である、砂糖シンヂケートに對しては三千二百萬圓羊毛原料に對しては二千七百萬圓綿絲に對しては五月中二千萬圓六月約八千萬圓以上合計二億二千萬圓を救濟資金として貸付けたが綿絲に對しては結局約一億二千萬圓り救濟を行つて、其後製鐵業者側三井三菱、大倉東洋製鐵田中の五大當業者が調印して一千萬圓を又銅業者側三菱住友古河久原藤田の五大當業者の調印にて其手持品約一萬五千噸に對して之を擔保として百斤三十圓の割合にて六百萬圓を融通した。

蠶絲救濟も政友會所屬三四代議士の運動に由つて勸銀を通じて日銀の諒解を得て六月廿六日左の條件にて一千萬圓融通する事に決定した。

- 一、蠶絲救濟資金として一千萬圓を日本銀行より地方農工銀行に貸附する事
- 二、日銀貸出利息は日歩二錢厘の事
- 三、期限は大正十年三月廿日限の事
- 四、地方農銀の最高利子は九朱三厘なるも日銀勸銀兩總裁より大藏大臣に交渉の結果其限度を超過するを得る事

又六月廿七日興銀を中心として東西市中大銀行は次の一般興業資金の融通策を決定した、其額は三千萬圓と註された。

一、當日會合の東西大銀行は確實有望なる事

業に對して一時的事業資金を融通する事
二、此融通に對して興業銀行にて再割引をなす事

三、右事業資金は一ヶ年以内の期限とする事

四、其擔保は財團の正式手續によるものは勿論その外便宜の方法として不動産をも受入る事（有價證券及商品を擔保となし得るは云ふ迄もなし）

乙 政府の対策

政府は特殊銀行を動かして是と協力して恐慌救済の策に出た。其中或は調査會をして案を立てしめ或は日銀に計り調査と經濟とに力むる所があつた。

(一) 小口落解禁令の公布

六月上旬政府は取引所制度の一部改正を企て小口落の解禁を勅令を以て發表した全文は、

取引所令中左の通り改正す

第六條第一項を左の如く改む

身元保證金の額は定款を以て之を定むべ

は現金を以て納めしむべし

附 則

本令の施行期日は農商務大臣之を定む

本令の施行前免許を受けたる仲買人の納め

たる身元保證金額は本令に依り納むべき身

元保證金額に達せざるものにありては取引所は農商務大臣の指定する期間内に仲買人

をして之を納めしむ

本令施行後に免許を受けたる仲買人身元保證金の額に就ては取引所は其仲買人をして

前項の仲買人身元保證金額と同一の額を納めしむべし

本令施行前に開始したる限月取引所は之を適用せず

第十一條第二項 仲買人其取引所に於ける定期取引賣建買建各數量をして委託者が取引を存續すべき事を指定したる數量より下らしむる事を得ず

第十一條第三項前條の規定に違反したる仲買人は取引所は之に三ヶ月以上の營業停止を命じ又は之を除名す

(二) 國債市場の開設

八月政府は大に國債優遇の案を樹てた。

その方針左の如し。

一、國債種類の統一

二、國債利拂期の統一即ち利拂期は毎年三月

一日六月一日九月一日十二月一日の四回に

指定する事（概に本年三月發行の臨時國庫證券より實行せり）

三、政府において國債を一層優遇する事今後

政府の受入るゝ擔保保證等に就ては成るべく國債市場の範囲を擴大する事等是れなり

又日本銀行に於ても國債市場に於ける國債の取引を促進せんが爲めに

第十一條第五項 取引所法第二十條に規定する證據金額にして農商務大臣の指定するものにありては取引所は仲買人をして半額迄

一、日本銀行は廣く公衆殊に公共團體よりの國債の賣買取次の依頼に應ずる事とし、國債賣買は其取次に係るもの及自己の計算によるもの共に指定仲買人を通じて之を國債市場の取引に懸くる事とすると共に國債仲買人に對しても各自日本銀行同様其國債の賣買は必ず國債市場の取引に懸くる様要望し又

二、日本銀行は國債市場に於て各種國債の取引が日々現實に行はるる事に就て出來得る限りの援助を爲す考なるのみならず

三、日本銀行は其所有國債の一部を大阪支店に保管し東京大阪間に國債證券の爲替を取扱ふ

等の種々の施設をなし取引所又國債市場の新設に就ては

一、國債の賣買に對しては其性質上に鑑み極めて些少の手數料を課し該市場の維持費を得るに止め

二、賣買呼値の如きも米獨兩國に於て行はるる方法を以てするに改め從來の相場に於ける種々の缺點則ち國債の直價を知らんとする毎に端數利子を計算して相場より差引く事を要する不便及此不便あるが爲めに時日の経過に由りて端數利子額の漸次増加し行く事實開却されて不知不識の間に國債の價格を引下る傾ある不利等を防止せんと努むる等

(三) 船舶合同懇意

六月末頃の京濱阪神方面繫船三十五隻と傳へられ九月末には百十七隻十八萬噸を算するに至つた、由つて困惑した一大社外船會社が六月末に米國の排外的船舶政策を口實として企畫した例の船舶國有問題が實行不可能と判明するや野田遞相主唱の下に船舶大合同問題が旺盛となつた、けれども、之は政府當局者のみの希望に止つて、遂に實現出來なかつた。

丙 當業者の対策

(一) 商業者間若くは商業者と工業者との間に解合した事、株式市場を初めとして綿絲布、砂糖、莫大小、毛絲の如き此類に屬する、(二) 工業者が主として生産制限を實行した事、毛斯綸の四割操短、燐寸、銅鐵の如き又各地に於ける工場の休止業此部類に入る、紡績の短操は最も特筆す可きものであるが、初め大日本紡績聯合會所屬の紡績會社は五月十一日より六月十一日迄での一割操短を行ひ其後、是を三割に擴張した、然るに其後在荷益増するに由つて更に七月廿七日次の如く一割の擴張を決議し

結局四割の操短を行ふ事とした。

一、來る八月十日より十二月十五日の期間一

割操短擴張をなす事

二、此際大に輸出の開拓慾意に努むる事

三、各社製糸の(織布用原絲を除く)半額を輸出する會社に對しては第一項の義務を免除する事

四、第一項の一割操短擴張方法は追て之を定むる事

而して七月廿九日紡績聯合會は大阪ホテルに委員會を開き左記の實行方法を決議した。

一、本年八月十五日以降十二月十四日に至る四箇月間現行操業短縮を追加する事

二、前項の一割操業短縮は左記の内各社任意の一方方法により實行するものとす

(イ) 各社据付錘數の一割を封緘する事

(ロ) 一箇月に二晝夜半の休日をなす事

(ハ) 封緘と休日を交互に採用して第一項の操業短縮をなす事

三、一會社に於て每一箇月製絲(織布、原絲を除く)の半額を其月中に輸出する會社は第一項の一割操業短縮となすの義務なきものとす但本項により操業短縮を免れんとするものは豫め委員長へ申出で承認を受くべし

四、前項輸出により一割操業短縮の義務を免れたる會社に於て或る月度に於て製絲の五割以上を輸出し能はざりしときは十日間の猶豫を與へ尙輸出を了らざりしときは爾後

第三項の利益を失ひ右月度猶豫期間内に對する操業短縮は實際操業短縮をなすときより本決議實行期間中に割當て附加操業短縮をなすべきものとす尙各社輸出額は税關報告によるものとす

五、本決議細則は現行操業短縮細則を準用し

尙必要の場合は其決定を委員會に一任す

(三)同業者が團結して相互救濟を行つた事、即ち株式銅鐵特に綿絲布に至つて然りである、綿絲布業者は輸出向綿絲布と内地向綿絲布との兩シンヂケートを組織し此シンヂケートは各組合員の責任を負擔し、シンヂケートの信用を以て金融調達を得た。

即ち紡績聯合會は五月廿八日協議會を開き、左記兩案を決定したのである。

一、大阪綿絲商同盟會會員及輸出綿絲商同盟會會員有志により目下追涉中の輸出綿絲組合組織せられた時は當會會員は該組合に對し左記の趣意に基き契約を締結すること
(イ)輸出綿絲組合員は組合員と當會會員の間に於ける本年五、六月限阪神渡綿絲約定品を遲滯なく引取ること
(ロ)輸出綿絲組合に於て買取りたる本年五六月渡綿絲約定品を處分することによりて生れたる損失は其半額に相當する金額を輸出獎勵の意味を以て當會員より該組合に提供補填し他の半額に對しては甲種

又は乙種輸出綿絲組合員の全員が其負擔金に對し支拂ひ能力を失へる場合に於てのみ其支拂不能の金額に限り當會會員に於て支拂ふべきこと

二、前項により當會會員より輸出綿絲組合に支拂べき金額は其半額は當會通常經費割當錫數により醵出し他の半額は輸出綿絲組合に買取りたる各社綿絲價格により醵出す

三、綿布に關し第一項の輸出綿絲組合と同種の組合組織せられたるときは其損金に對する當會の補償金額及各社負擔割合等は前二項に準じ委員會に於て之を決定す

四、東京及名古屋綿絲布商に於て輸出綿絲布組合を組織する時は前各項に準じ委員會の決定に一任すること

操業短縮案

六月十一日以後操業短縮を續行すると否とはシンヂケートの成行と今後の絲業界の實勢に徵し委員會に於て決定すること但し操業短縮を續行する場合は其程度方法並に時期等は凡て委員會に一任す

(四)投賣又は輸出獎勵を以て滯貨の減少を圖つた事、即ち各織物業者が各地に於て試みたは前者の類に入り綿絲布團の試みたるは後者の例に入る譯である。

(五)特別なる會社を組織して救濟を求めたもの、即ち靈絲救濟は、此類に入る、

初め八月十日全國蠶絲業者大會を横濱に開き策する所があつた、遂に資本金千五百萬圓の帝國蠶絲會社を開設し大藏省預金部より五千萬圓を五分六厘の低利にて借りることとした、この會社に對する政府の命令左の如し。

政府は本年十月五日附其社の願出の趣聽届け其社の事業に對し日本興業銀行及日本勸業銀行をして金五千萬圓を限り貸付を爲さしむるに就ては左の事項を命令す

大正九年十月十五日

農商務大臣男爵 山本 達雄
第一條 帝國蠶絲株式會社は左記に掲ぐる事項を遵守すべし

(一)會社は本貸付金を以て株券債券及不動産の買入又は金錢の貸附を爲さざる事

(二)取締役監査役及支配人の選任は本大臣の承認を受くる事

(三)生絲の買入及其賣渡は現物の即時取引に限る事

但海外輸出の爲にする賣渡は即時取引たることを要せず

前記の買入生絲は輸出向のものに限る事

(四)生絲の買入又は其賣渡に關し特に本大臣に於て指示したる時は之を拒まざる事

(五)生絲の買入及其賣渡に關する大體方針に就ては内規を設け豫め本大臣の承認を受くる事之を執行せんとする時も亦同じ

- (六) 會社の利益配當額は年一割を超える事
- (七) 會社が株式譲渡承認を與へんとする時は豫め本大臣の承認を受くべきことを定款に規定する事
- (八) 總會に提出する議案給料報酬贈與等は豫め本大臣の承認を受くる事
- (九) 會社の財産保管方法及其取引銀行は豫め本大臣の承認を受くる事
- (十) 會社は本大臣に於て其業務及財產に関する報告を聽取し又は監理を爲し書類帳簿其他一切の物品を検査せしめ若くは會議に臨席せしむる場合に於て之を拒まざる事
- (十一) 本大臣に於て定款内規又は本大臣の承認を受けたる事項に變更を命じ其他必要な命令を發したる時は之を拒まざる事
- (十二) 本大臣に於て會社存立の必要無しと認むる時は本大臣の指定せる期間内に解散する事
- (十三) 會社解散の場合に於て本大臣が清算人の指定又は解任を命じたる時は之を拒まざる事
- (十四) 會社解散の場合に於て殘餘財產の處分に就ては豫め本大臣の承認を受くる事
- (十五) 本大臣は前號の殘餘財產の處分に就き命令する所あるべき事
- (十六) 絲價維持の爲實業團體の決議したる操業短縮及び荷受制限に關する事項の實

行を期せしむる事

(十七) 前各號の外日本興業銀行及日本勸業銀行の指示する事項を守る事

第二條 兩銀行の會社に對する貸付金の貸付歩合は年五分六厘とし貸付期間は其命令の日より二箇年とす

但本大臣に於て必要ありと認むる時は延長又は短縮することあるべし

第三條 會社に於て第一條の事項を遵守せざる時又は法令定款若くは本大臣の承認を経たる事項に違反したる時又は公益を害する恐ありと認むる時は本大臣は其貸付並管理の全部又は一部を還附せしむる事あるべし

第四條 本命令は本大臣に於て必要ありと認むる時は之を變更する事あるべし

第三期 不景氣時代

政府金融業者及當業者の對策は時及所に由つて或は有效に或は微弱に働くが、八月頃に入つてからは動搖激變も稍々靜まり時々所々に部分的に不況を現出したに止つて大體から見て、やゝ落着模様を示すに至つた。愛知泉州の機業地も其他の工場も弗々操業を再開しかけた、人氣の落付きもやゝ定安し表面少くとも不景氣沈衰的樂觀を容すが如き商況を呈して來た。乍然翻つて考へるに、解合があつたとは言へ凡ての取引は未だ全くは解決されて居ない。

綿絲布の如き今日まで差金支拂の不能ながる。生産制限も徹底しない、需要に餘つて居る滯貨も一掃されぬ。輸出は銀塊の低落と對印爲替の騰貴とに由つて東洋方面に好望ならず。財界の世界的不況の爲めに歐米の需要も亦我贅澤品の供給を受付けぬ。銀行は未だ充分なる援助を與へぬ。物價は三月の最高頂から低下しては居るが然も小賣相場には殆んど影響がない。財界不況に居る失業者は激増する、現實に失業せるに非ずして新に職業に就かんとする者は其途を得ない。就業勞働者の賃銀は減ぜられ其購買力は減少する。米價下落に由つて農村の購買力は激減し滯貨、新生產物の捌口が容易に見出されぬ。一方に於て好景氣時代に一時的利益の爲めに興つた事業や虛業は熟練職工の缺乏、工業智識の不足研究調査の杜撰、内地物價の不廉等により支那南洋否内地の販路さへも失つて回復し得ない、要するに凡有方面より見て非活躍、沈衰不景氣の状態を具へ其色

を増しつつあるの觀がある。下半期の財界は一言に約すれば恐慌後の整理期なると同時に不景氣時代である。同時に未だ全く恐慌當時の疑心暗鬼を脱出し得ないのであつて、七十四銀行の整理容易につかず十二月廿五日に至つて辛ふじて開業した位である、又同月六日には東京貯藏銀行本所相生町支店の取付あり七日には同行本支店悉く取付を食つた、第百と異身同體である關係上一時銀行界を震駭させ、同支店所在地附近の他銀行さへも若干其影響を蒙つて預金の引出に會つた、かくて歳末決済は大體安靜なる可しとの世人の豫想に一大激變を醸さしめんとしたが八日には東京貯藏の取付^跡ぎも鎮靜に歸した、かくして大正九年の財界は多くの未解決問題を残して且つ米不賣同盟の惡戰裡に糊塗的安全を以つて往つて了つたのである。

かくの如くにして、經濟界は、(一)兌換券の收縮、(二)預金貸出の減少、(三)手形交換高急減、(四)倉庫在荷の急増、(五)物價の崩落、(六)新事業新資本の發行の減退

(七)貿易の衰退、(八)株式相場の慘落となつた。十二月四日日銀總裁は大阪經濟會に臨みて演説を試みた、井上總裁に從へば反動は既に一段落を劃した、其理由は一時日銀の放出した五億圓餘の救濟資金は殆んど回収され剩す所僅々一億圓臺に至つた事、そして兌換券の十億臺に縮少した事を擧げ得る。されど之は財界の變動が落付を得たと云ふに止つて、未だ直に恢復期に入れりと云ふのではない。且又一般の購買力は將來に於て當然減退の他なかる可く隨て小賣相場も下落し今後相當の期間は茲に不景氣の持續を見る可し。云々

(二) 九年一月兌換券

發行高（百萬圓）

十一
十二
月月月月月月月月月月

一
四
五
八
九
〇二六七〇三八二七二七

一一
二〇〇〇一
二二六三七〇九九二二八三〇〇

ないか。又而後何年間の不況があるか、吾等はもとよりそれを知らない。左に大正九年の財界の大勢を示すべき一二三の数字をあげてこの章を終ることとしやう。

(一) 最近五ヶ年間兌換券發

六年
五年
八年
三年
四年
二年
一年
最 多
最 小

(七) 公稱掛込資本額		(日銀調查、單位百萬圓)	
年次	公稱	拂込	公稱對拂 割合
七年末	七、七五一	四、五三三	五八、四%
八年年末	一〇、一六四	五、七六五	五六、七
一月末	一四、六七二	七、七三九	五二、七
一九年	一、九六、四五	三、九八、八三	一、九六、三〇
一九年	九、年	八、年	七、年
一九年	▲輸入	▲輸出	▲輸入
一九年	三、三五、九一	二、一七、四〇	一、九六、三〇
一九年	九年輸出入月別表(千圓)		
一月			
二月			

三月	一九三、五七〇	三二九、〇二八
四月	二一七、四五七	二九六、八三二
五月	一九三、三六三	二九五、九五〇
六月	一八三、八一〇	二二〇、一八四
七月	一五四、三二〇	一五七、一三四
八月	一七四、四八六	一二三、一九八
九月	一五四、三五五	一一七、六〇〇
十月	一三三、三八九	一〇五、七四六

十二月	一〇三、九九三	一〇六、九五八
十一月	八七、四二四	一〇四、六六二
十月	一、九四八、四一五	二、三三五、六九一
九月	計	
(備考)十月は全國概算十一月以降は横濱外 二十二港の分		

九) 朱式相易指數表

十九	八	七	六	五	四	三	二	一
二	一	月	月	月	月	月	月	月
一	一	一	一	一	二	二	三	三
六	六	五	六	七	九	三	四	六
〇、	三、	一、	六、	八	〇、	七	五	〇、
七	三	五	八	八	六	五	六	〇、
三	三	三	三	三	二	二	二	二
三	二	〇	一	一	〇	三	三	三
三	〇、	八	、	九	、	一	、	一
〇、	八	一	二	八	九	三	二	八
二	二	二	二	二	二	三	三	二
四	四	四	四	四	三	八	五	四
一、	九、	〇、	八	、	六	、	四	、
五	八	五	六	一	四	八	六	一

第四十二議會に提出された九年度豫算は議會解散に由つて不成立豫算となつて了つた。茲に於て政府は四月九日の閣議に於て九年度實行豫算を編成した。不成立豫算は歲入出各十一億七千五百萬圓である。實行豫算は歲入十億五千五百萬圓 岁出八億四千五百萬圓である。然るに政府は國防充實、交通通信機關の整備、教育の振興、產業獎勵を以て急務とし四十三議會に尤大なる追加豫算を提出し不成立豫算に於けると同一の效果を追加豫算の名の下に獲得した。

九年度改定豫算

	當初實行豫算額	改定實行豫算額
經常部	九六六、〇六七 千円	一、〇三、六一四 千円
臨時部	八八、九四四 千円	三三、七四一 千円
普通部	八、九四四 千円	一四七、七八四 千円
前年度剩余金	一〇〇三〇	一七四七八四 千円
計	一、三三五、三五五 千円	二、三三五、三五五 千円
▲歲出		
部		
常		
經		
臨時部	四六二、一〇〇 千円	七三四、七九四 千円
普通部	三六三、五四四 千円	六一〇、五六四 千円
臨時事件豫備費	二六一、五四四 千円	五〇八、五六四 千円
計	一〇三、一〇〇 千円	一〇三、〇〇〇 千円
▲歲入		
部		
常		
經		
臨時部	二〇九、零七四 千円	一、三五、三五五 千円
普通部	一〇六、六四四 千円	一、三五、三五五 千円
臨時事件豫備費	一〇三、一〇〇 千円	一〇三、〇〇〇 千円
計	三〇九、零七四 千円	三一、三五、三五五 千円
差引歲入超過		

追加豫算は歳入二億五千五百萬圓歳出四億六千五百萬圓差引歳出超過二億九百萬圓を示し此不足を實行豫算の歳入剩餘を以て支拂せんとした。追加豫算に於ける歳入は所得稅及酒造稅の増徵一千三百四十九萬圓公債三千五百六十七萬圓前年度繰入金一億五千六十八萬圓であつて歳出の主なる部分は國防費であつた。かくて所得稅に對する上下兩院の修正があり結局歳出入は各十三億三千五百萬圓と成り追

右の豫算につき茲に記述する要あるものは、(一)歳出の増加の原因殊に軍事費の負擔増加及社會的施設費の地位、(二)

加額は歳入に於て二億八千萬圓歳出四億九千萬圓となつた。

の主なる部分は國防費であつた。かくて所
得稅に対する上下兩院の修正があり、結局
歲出入は各十三億三千五百萬圓と成り、追

右の豫算につき茲に記述する要あるものは、(一)歳出の増加の原因殊に軍事費の負擔増加及社會的施設費の地位、(二)

歳入財源としての所得税、及(三)公債及剩餘金問題である。

一 歳出増加及社會的施設費

九年度改定豫算の歳出費目を増加させたのものは、(一)物價騰貴に伴ふ一般経費の膨張及(二)軍事費の増加である。物價騰貴に由る経費増加の内訳を見るに

一、官吏以下に對する俸給増加

八〇、九一五千円

一、旅費の増給

九、一三八

一、恩給退隱料遺族扶助料の増加

一三、五四三

一、一般廳費の膨脹

一七、五四七

計

一一一、九五三

で概略一億一千餘萬圓の増加を示して居る。次に軍事費は當初新規國防計畫費として約一億圓計上されたが其後削減される事となり結局六千四百萬圓を振當てられる事になつた。九年度軍事費は總計五億六千六百萬圓に上る。九年度歳出が十三億三千五百萬圓ある中軍事費は其四割一分を占めると云ふ驚く可き現象を示して居る。プラツセルの財政會議にては各國財政の

二割以上を軍事費が占める内は到底世界の平和が望み得られないと決議した。四割二分と云ふく驚可き軍事費を見たら何と云ふであらうか。

軍事費の途方もなく膨大なるに比して何と社會的施設費の貧弱なるよ。内務省所管思想問題及社會政策的施設費は約五十萬圓と計上されて居る。内務省歳出一億三百餘萬圓の四厘八毛にしか當らぬ。更に之を歳出總計十三億三千五百萬圓に比較して見たならば如何。思想の問題拠棄閑却されて居るの事實は實に如斯く甚だしい。十

年年度豫算にも約同額の社會政策的施設費が計上されて居るが面白い事には歲相は「思想問題に關する諸施設等緊急一日を忽緒に附し難きものに在りては財源の逼迫を顧慮する遅なきを以て及ぶ限り之が實現に努力したりと言つて居るのである。十一年度豫算の軍事費は歳出の四割七分を占めて居る。

二 改正所得稅法

本年度財政上の重大問題であり第四十

二議會に於て若干の修正を加へられて二月十日に衆議院を通過した所得稅改正案は議會解散に依つて兩度臨時議會に提案され、衆議院は更に若干の修正を施して源泉課稅主義と綜合課稅主義とを混用し貴族院は更に其稅率に修正を加へ遂に兩院を通過して了つた。今左に先づ法文を引用して聊か説明を試みやう。

所得稅法

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ該當セサル左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

一 本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スルトキ

二 本法施行地ニ於テ公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子支拂ヲ受クルトキ

三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ナ有スル法人ヨリ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

第三條 所得稅ヘ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲 法人ノ超過所得
乙 法人ノ留保所得
丙 法人ノ配當所得
丁 法人ノ清算所得
戊 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所
 ナ有セザル法人ノ本法施行地ニ於ケル
 資産又ハ營業ヨリ生ズル所得

第二種

甲 本法施行地ニ於テ支拂ナ受クル公債
 社債銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質
 ナ有スル銀行預金ノ利子

乙 第一條ノ規定ニ該當セザル者ノ本法
 施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有ス
 ル法人ヨリ受クル利益ハ利息ノ配當剩
 餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分
 タル賞與若ハ賞與ノ性質ナ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セザル個人ノ所得

第四條 法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨ
 リ總損金ナ控除シタル金額ニ依ル
 但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益
 金又ハ剩餘金ニ依ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セ
 ザル法人ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資產
 又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準ジ之ヲ計算ス
 法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リ
 テ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ
 始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ
 一事業年度ト看做ス

第五條 法人ノ各事業年度ノ所得ガ同年度ノ

資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算
 出シタル金額ヲ超過トスルトキハ其ノ超過
 額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

第六條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月
 末ニ於ケル拂込株式金額出資金額又ハ基金
 及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス
 前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキ
 ハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以
 テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

第七條 本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所
 ナ有セザル法人又ハ所得稅ヲ課スベキ所得
 ト其ノ他ノ所得トナ有スル法人ノ各事業年
 度ノ資本金額ハ命令一定ムル所ニ依リ之ヲ
 計算ス

第八條 本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金
 其ノ他名義ノ何タルナ問ハズ法人ノ所得中
 其ノ留保シタルモノヲ謂フ

第九條 法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト
 為シタル金類ヲ以テ法人ノ留保所得トス
 法人ガ積立金ヲ減少シタルトキハ其ノ減少
 額ヲ填補スルニ至ル迄其ノ後ノ各事業年度
 ノ留保所得ニ付所得稅ヲ課セズ

第十條 法人ノ各事業年度ノ所得中利益ノ配
 當又ハ剩餘金ノ分配ニ充當シタル金額ヲ以
 テ法人ノ配當所得トス

法人ノ積立金ヲ減少シテ利益ノ配當又ハ剩
 餘金ノ分配ニ充當シタル金額ハ之ヲ前項ノ
 配當所得ニ加算ス

第十一條 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘
 餘財產ノ價額ガ解散當時ノ拂込株式金額、
 出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケ
 ル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其
 ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

第十二條 合併後存續スル法人又ハ社員ガ合併後
 存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル
 法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込
 滯金額又ハ出資金額及金錢ノ總額カ合併一
 因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株
 式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年
 度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スル
 トキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消
 滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第十三條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因
 リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シ
 タル法人ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務ア
 ルモノトス

第十四條 第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘ
 キ金額ニ依ル

第一俸給給料歲費年金恩給退隱料及此等ノ

性質ヲ有スル給與、營業ニ非ザル貸資金ノ利子並第二種ノ所得ニ屬セザル公債社債及預金ノ利子又ハ其ノ收入豫算年額

二 田又ハ烟ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セズ、小作セズ又ハ小作ニ付セザル田又ハ烟ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

三 山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額

五 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當同期間ニ於テ支拂ナ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額

六 前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額ガ其ノ退社當時ニ於ケル出資金類ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ消却ニ因リ支拂ナ受クル金

額カ其ノ株式拂込済金額ヲ超過スルトキハ其超過額金亦同シ

第十五條 前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歲費年金恩給隱退料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ對シテハ其十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ山林ノ所得ニ及ブル額ヲ控除ス

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同ジ

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ其ノ年四月一日現在ノ同居ノ戸主及家族中年齢十八歳未滿若ヘ六十歳以上ノ者又ハ不具廢疾者アルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 所得一千圓以下ナルトキ
年齡十八歳未滿若ハ六十歳
以上ノ者又ハ不具廢疾者

一人ニ付百圓
二 所得二千圓以下ナルトキ
同 一人ニ付七十圓
三 所得三千圓以下ナルトキ
同 一人ニ付五十圓

四 郵便貯金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子
五 營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得
六 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得
七 乘馬ヲ有スル義務アル軍人人力政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

第十九條 勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得稅ヲ免除ス

第二十條 第三種ノ所得ハ八百圓ニ満タサルトキハ所得稅ヲ課セス第十五條及第十六條

前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セラルベキ金額ハ各其ノ所得ニ按分シテ之ヲ計算ス同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得ヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及ブル

第一項ノ不具廢疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得稅ヲ課セス

第十八條 第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スモニハ所得稅ヲ課セス
一 軍人從軍中ノ俸給及手當
二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退伍料
三 旅費、學資金及法定扶助料
四 郵便貯金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子

五 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得
六 乗馬ヲ有スル義務アル軍人人力政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

二割一萬二千圓迄は一割の控除をなし、(三)納稅者の同居家族中老幼者ある時は所得三千圓以下に對して或程度の免稅をなし、(四)課稅額算定法を改めて總ての控除を差引ひた後殘金八百圓以上の所得のみ課稅する事とし、(五)稅率を變更して最低千分の五より最高百分の四十に至る迄の累進稅を採用して社會政策的課稅方針に出でた事に存する。

舊所得稅法に幾多の非難のあつた事は自明である。法人所得に輕くそして株式に放資する大資產家に對して頗る低率の比例稅率が課せられ、小所得者の勤勞所得には重き超過累進稅が課せられて居り、利息所得に於ては公債社債利子は第二所得として而して銀行の定期預は第三種所得として課稅されても殆んど全部脱稅されて居た。それ故源泉課稅を廢して賞與配當等の社外分配金に關しては之を受くる個人に就て綜合課稅ある事にしたのは洵に適當の處置である。

然るに資本家は舉つて新稅法に反対し

た・彼等は曰ふ——株式配當に對して源泉課稅制を廢し綜合課稅制を取るは產業の發達を阻害する。何者株式放資者の利益を減せしむる結果は資金を株式より奪取して定期預金又は公債等に糾合せしむるから——と。乍然それは資金が海外に流出せざる限り縱令定期預金等に資金が移動しても結局放資の方面に流入される事を看過した杞憂に外ならぬ。故に綜合課稅主義を原則として之に源泉課稅主義を加味した新所得稅法は其主義に於て妥當なるは言を俟たぬ所である。

二 公債及剩餘金問題

次に九年度募債額を一瞥するに公債募集額は^{總計}三億四千萬圓である。尤も改定實^シ豫算には五千四百萬圓と計上されて居るが之は一般會計の分のみであつて右の外鐵道、臨時軍事費各項業費等特別會計にも計上してあるので結局三億四千萬圓となる。

計畫上問題となるは、(一)四億一千萬圓の自然增收が見積つてあるが(七年度豫算

に於ける自然增收七千萬圓、八年度豫算に於ける自然增收一億九千四百萬圓、九年度豫算に一億四千八百萬圓此等を通計して四億一千萬圓之を六年度經常部一般歲入五億七千萬圓に比較するに七割二分である)。如斯き膨大なる自然增收は其儘繼續して維持されるか什麼が、(二)公債募集は前述の如く巨額に上つてゐるが、それに對しては何等不安がないかの點である。後者について高橋藏相は本邦の放資能力は一ヶ年廿億と見做されるから其中一割、二億圓を政府に吸收する事は困難でない。而して五千萬圓を郵便貯金の吸收増加とせば一億五千萬圓の公債を發行する事は容易であると云つてゐる。九年所募債額は三億四千萬圓である。乍然中學校擴張費は略々其成算があるらしい又他に軍事債一億五千五百八十三萬は國庫預金部の引受けとなるらしく結局市場に現れるものは事業公債一億七千五百九十二萬圓であるから之はその募債困難ならずと云ふのが藏相の意見である。

然し考へて見るに本邦に一ヶ年廿億の放資能力のあつたのは大正八年唯一年に止る。即ち勘銀の調査によれば八年には十九億一千四百萬圓の拂込資金があつたが、七年には十一億四千七百萬圓六年には十一億三千二百萬圓五年には五億六千六百万圓あつたに過ぎぬ。右の外に郵便貯金が激増して居るが之を加算しても八年度二十億四千七百萬圓七年度十二億九千五百萬圓である。従つて一ヶ年の放資能力廿億圓を基礎とする一ヶ年二億圓政府吸收政策は不安なものである。加之本年は公債發行上の不利が増加して來たと見ねばならぬ。昨年以降の募債方針は著しく短期債に傾いて來て居る。之れ政府が依然として五分利主義を堅持する爲めに短期償還に由つて利還を良好ならしめんとするに由る。かくて大正十二年に満期となるもの八千萬圓十三年に満期となるもの一億四千萬圓ある。公債發行の要は益々急であり期限の到来愈々近し。公債横溢の秋なきを保しえ可きか。公債は一面に於て好條件にて發

行さるるを要する事情あり他方に於て亦利率昂騰と相俟つて公債價格の暴落が出現しつつある。一例を示せば本年二月八十九年年程度の豫算を維持する爲めには、露戰爭後の四十一年三月——七月の間を除いては未曾有の事である。此安値で行くと利廻は平均八分五厘位になる。而して利率昂騰の一證とせるものは外國公債の本邦逆輸入である。之は歐洲爲替相場の暴落歐洲に於ける公債價格の慘落及び内地公債相場割高との關係によるものであつて第一回第二回の四分半英貸公債が共に一分以上に廻つて居るのを見る。今後果してよく七分程度の利廻にて發行し得るや否に關して公債の前途に暗礁の存在するを怖れるのである。最後に問題となるは

（イ）自然增收が今日の趨勢を支持し、（ロ）公債募集が計畫通り遂行され、（ハ）且年々一億五千萬圓の前年度繰入金の存續する事を要する。然るに剩余金の殘餘既に四億一千萬圓に過ぎないとすれば今後三個年にして財政は一大破産に出會する譯である。

繰入金として追加豫算中に取入れたからして殘る所四億一千萬圓となつた。而して（イ）自然增收が今日の趨勢を支持し、（ロ）公債募集が計畫通り遂行され、（ハ）且年々一億五千萬圓の前年度繰入金の存續する事を要する。然るに剩余金の殘餘既に四億一千萬圓に過ぎないとすれば今後三個年にして財政は一大破産に出會する譯である。